

議会受付番号	鎌議第 1454 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	瀧澤副市長 小林副市長 (市民活動部観光商工課) (都市整備部道水路管理課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

陳情第 13 号山稜部市道の土地境界の確定について

2 質問の要旨

- ① 平成 24 年 9 月 27 日に市議会本会議にて採択された、陳情第 13 号山稜部市道の土地境界の確定について、の陳情のその後の経過が全く不明であるが、現状どのようにになっているのか。
- ② 陳情は採択されているものの、その趣旨に沿って何らかの措置を講じているようには思えないが、それは議会を軽視している事になると思うが副市長はどのように考えているのか。
- ③ 現状土地の境界確定はできていないが、その状態で鎌倉市がハイキングコースとして推奨している事は問題と思うが、副市長はどのように考えているのか。
- ④ 鎌倉市がハイキングコースとして推奨している場所の中で、民有地で転落事故などが起こって人が死傷した場合責任の所在はどうなるのか。
- ⑤ 陳情には境界測量はすでにすんでいると記載されているがそれで間違いないか。
- ⑥ 鎌倉市の管理区域外のハイキングコースの整備を、市の予算でできない状況だと陳情書に記載されているが、その状況を改善する必要があると思うがいかがか。
- ⑦ このまま放置しないで陳情の要旨にそって早急に境界確定をする事が必要かと思うが副市長はどのように考えているのか。

3 答弁

- ① 陳情第 13 号山稜部市道（ハイキングコース）の土地境界の確定についての陳情については、毎 2 月及び 9 月定例市議会ごとに「採択された請願・陳情の処理状況について」により報告しています。
市道部分のコースの整備については、様々な課題があるため本格的な道路整備は難しい状況ですが、安全性確保について検討が必要な箇所も見受けられることから、関係機

関と連携を図りながら安全性の確保に向けて取り組んでいます。

安全対策としては、ハイキングコース入口に注意看板を設置（8基）し、ホームページ等での安全喚起の周知を行っています。

現在の境界確定率は、天園コース、葛原が丘・大仏コース、祇園山コースの3コース合計で97.2%となっています。

② 安全対策については、ハイカーやボランティア団体等からの通報により、市道にある危険木等の処理を行っているほか、ハイキングコース内の民有地において、土地所有者の同意を得た上で、コース上にかかる危険木等の処理を毎年実施しており、特に平成25年度には実施計画事業として、コース脇の100本を超える樹木に対する伐採、剪定に加え、崩落の恐れがある危険岩の掘削処分、落石防止措置などを実施したほか、昨年度には市が転落防止用のロープを設置いたしました。また、市民協働研修として、市職員と公益財団法人鎌倉風致保存会による各ハイキングコースのパトロールを行っています。引き続きハイキングコースの安全対策について取り組んでまいります。

なお、境界を確定するためには、隣接土地所有者全員からの承諾が必要であることから、現状ではすべての境界確定には至っておりません。

③ ハイキングコースの市道部分について、境界確定はすべて終了しているわけではありませんが、ハイキングコースとして、観光マップやホームページにて紹介することは、支障ないと考えています。

④ 個々の事案ごとに判断されるものと考えていますが、市が観光マップやホームページにてハイキングコースとして紹介しているコース内で事故が発生した場合には、市にも一定の責任が生じる可能性があると考えています。

⑤ 市道であるハイキングコースにおいても、すべての区間において土地測量が終了しているものではありません。

⑥ ハイキングコース内の民有地において、土地所有者の同意を得た上で、コース上にかかる危険木等の処理を毎年実施しており、特に平成25年度には実施計画事業として、コース脇の100本を超える樹木に対する伐採、剪定に加え、崩落の恐れがある危険岩の掘削処分、落石防止措置などを実施したほか、昨年度には市が転落防止用のロープを設置いたしました。それぞれの土地所有者のお考えもありますので、ご理解、ご協力をいただける範囲内で、引き続き市として手がけられることを検討していきたいと考えています。

⑦ 土地境界確定は、ハイキングコースに限らず重要なことであり、隣接土地所有者のご理解を得ながら進めております。

ハイキングコース内の市道においても、隣接土地所有者からの承諾をいただき、境界確定が完了するよう引き続き努力してまいります。